

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定（原案）の概要

- 令和3年7月、静岡県熱海市で盛土崩落による大規模な土石流災害が発生
これを受け、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」により、危険な盛土等を包括的に規制
- **令和5年度に群馬県が実施した基礎調査結果を踏まえ、県内全域を「宅地造成等工事規制区域」又は、「特定盛土等規制区域」に指定する案を作成**
- 令和7年5月までに規制区域を指定



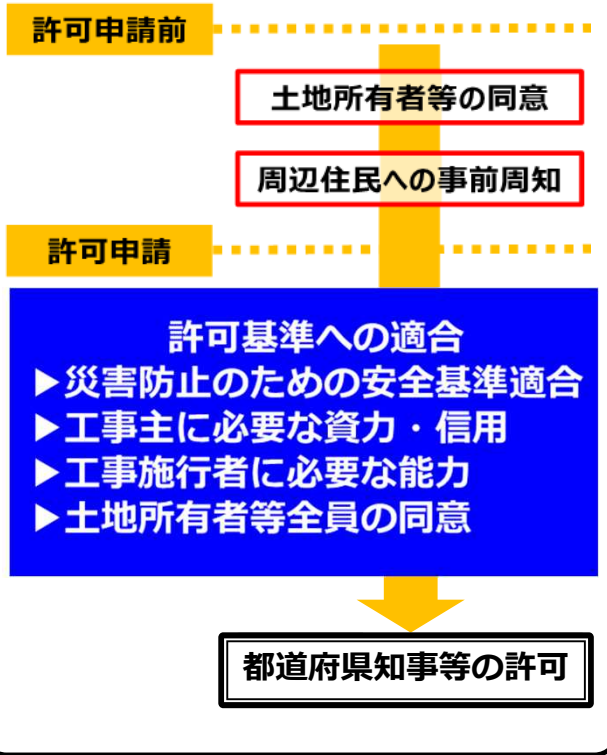
宅地造成等工事規制区域
市街地や集落など、盛土等により人家等に危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域
市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等により人家等に危害を及ぼしうるエリア

盛土規制法
第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定（原案）の概要

許可の流れ



規制対象となる盛土等の規模



- 〈土地の形質の変更（盛土・切土）〉
- 宅地を造成するための盛土・切土
 - 残土処分場における盛土・切土
 - 太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	① 盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	② 切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③ 盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
	イメージ図 	イメージ図 	イメージ図 (盛土又は切土のみの場合も含む)